

令和2年度 事業計画

第1 事業方針

犯罪及び犯罪に類する行為により被害を受けた者並びにその遺族（以下「被害者等」という。）の置かれている状況を踏まえ、被害者等の被害の回復若しくは軽減又は平穏な生活の回復を図るため、

- 犯罪被害者等支援の充実
- 支援活動員の募集及び養成
- 支援活動員に対する研修及びメンタルヘルスの維持
- 財政基盤確保のための各種施策の推進
- 関係機関と連携した広報・啓発活動の強化

の5項目を**重点**に掲げ、**質的及び量的に**充実した支援活動を目指し被害者等から真に信頼される活動を**推進すると共に財政基盤の整備**を図っていきます。

第2 事業計画

1 犯罪被害者等支援の充実

(1) 相談体制の充実

ア 被害者等からの相談に的確に対応できるよう**体制充実**を図るとともに、**被害者等からの支援ニーズを的確に把握し直接支援に結び付けられるよう相談体制の強化に努めます。**

イ 愛知県警察運営の性犯罪被害者ワンストップ対応拠点「ハートフルステーション・あいち」の相談業務受託を継続し、活動拠点の維持を図っていきます。

ウ 性犯罪・性暴力被害者支援体制のさらなる充実を図ります。

(2) 支援体制の充実

ア 被害者等からの支援要請を的確に把握し、効果的な支援が行えるよう、事例検討会を恒常的に開催し、支援活動の質的向上を図っていきます。

イ 県内外を問わず、被害者等がいつでもどこでも必要とする支援を受けられるようにするため、他の犯罪被害者等早期援助団体、関係機関及び各自治体等の担当部署と連携を密にして、各種支援がスムーズに実施できるようなシステムを構築していきます。

2 支援活動員の募集及び養成

(1) **支援員確保のための入門講座、養成講座等を開講し、支援活動候補者を**

広く募集します。

- (2) 採用した支援活動員に対する新人研修を強力に推進し、支援体制の充実に努めます。

3 支援活動員に対する研修及びメンタルヘルスの充実

(1) 自主研修会の積極的な実施

ア 支援活動員等の知識、技能向上のため、レベルにあった継続研修や目的に沿った体験型研修会を実施していきます。

イ 被害者支援に精通した臨床心理士、弁護士等の専門家及びNNVS認定コーディネーター等を招いた研修会を開催して支援活動の質の向上を図ります。

(2) 外部研修会等への参加

全国被害者支援ネットワーク主催の全国研修、質の向上研修、課題研修（上級）、自助グループ継続研修及びコーディネーター研修に積極的に参加し、支援活動員等のレベルアップに努めます。

(3) メンタルヘルスの充実

支援活動員が心に傷を負うリスクがあることを自覚させるとともに、その回復のため、専門家による指導等メンタルヘルスの充実に努めます。

4 財政基盤確保のための各種施策の推進

(1) 公的な財政援助の獲得に向けた活動の活性化

愛知県知事部局、愛知県警察及び各市町村等に対し、財政支援の獲得及び強化に関する活動に努めます。

(2) 賛助会員の獲得及び補助金・助成金等の要請活動

ア 各種奉仕団体・慈善団体等へ働きかけ、賛助会員の獲得活動を推進するとともに、各警察署と連携を密にして支援者の確保に努めていきます。

イ 各種助成団体に被害者支援の必要性を訴え、助成金獲得に努めます。

ウ 寄付金、募金箱設置、寄付金型自動販売機の設置、ホンデリング事業及び各種募金活動について広報を強化するとともに推進に努めます。

エ ファンドレイジング技術を高めると同時にファンドレイジング活動により財政基盤安定確保活動を強力に推し進めていきます。

(3) 受託事業の推進

ア 各自治体を始め社会貢献を展開する関係企業に対し講習会等を実施し、被害者支援の理解を浸透させ支援の輪を広げる活動を展開します。

イ 愛知県からの受託事業である性暴力被害者支援看護職（SANE）の普及等をめざし医療機関と協力の上、広報・啓発活動等を実施します。

ウ 名古屋市からの受託事業である「名古屋市職員研修」、「犯罪被害者等支援講座」等を継続実施します。

エ 矯正施設から委託される「被害者の視点を取り入れた教育プログラム」は、加害者に被害者の声を伝える活動として継続します。

5 関係機関と連携した広報・啓発活動の強化

(1) 支援者の拡大活動

ア 「あいポートニュース」の充実を図るとともに、ホームページ及びフェイスブック等SNSを活用した広報に努めます。

イ マスコミに対して適時、的確な情報を積極発信し、社会認知を深めます。

ウ リーフレットやチラシ等を効果的に配布し、地域社会への浸透を図ります。

エ 財政基盤安定化のため、寄付金付自動販売機設置活動、ホンデリング事業を紹介する広報の推進及び企業に対するCSR活動の促進に努めます。

オ 自治体における被害者支援条例の制定に向け、愛知県警察と協働し、愛知県をはじめ未制定の自治体に働きかけていきます。

(2) 街頭キャンペーン及び講演会の実施

ア **警察委託業務である「命の大切さを学ぶ教室」を推進し**、中学校及び高等学校において、生徒達に命の大切さを自覚させる授業を継続実施します。

イ **関係機関・団体等とともに広報活動を実施し**、被害者支援の必要性等の理解を高め被害者を地域で支える気運の醸成に努めていきます。

ウ 愛知県、名古屋市、事業者団体等で構成している「愛知県安全なまちづくり推進協議会」、「愛知県被害者支援連絡協議会」**並びに犯罪被害者自助グループ等と連携を図り**、被害者支援がより社会に浸透するような活動に努めます。

6 管理運営

(1) 総務委員会を定期的に開催し、適切な業務運営と適正な財務処理に努め、効果的な組織運営に努めます。

(2) 時機に即した理事会の開催など管理運営の万全を図っていきます。

(3) 愛知県警察本部犯罪被害者支援室及び愛知県地域安全課の担当者と良好な関係を保持し、定期的に被害者支援に関する意見交換を活性化します。